

平成 30 年 8 月 15 日
港湾局 海岸・防災課

呉港における国土交通大臣による港湾施設の管理の終了 ～全国で初めて港湾法第五十五条の三の三の規定を適用～

呉港においては、平成30年7月16日より、呉港の港湾管理者である呉市からの要請を受け、国が呉港の港湾施設の一部を管理し、漂流物の回収等を実施しております。本日、一部の施設について、管理を終了しますので、お知らせさせていただきます。

1 管理を終了する時期
8月15日（水）（本日）

2 管理を終了する施設

- 1 水域施設（航路）： 呉港内航路（西）、呉港内航路（東）
- 2 水域施設（泊地）： 阿賀地区泊地（-7.5m）、広地区泊地（-4.5m）、
広地区泊地（-5.5m）、宝町地区泊地（-4.5m）
- 3 係留施設（岸壁）： 広ふ頭第2岸壁、川原石南ふ頭岸壁②（西側）、
川原石南ふ頭岸壁③（西側）
- 4 係留施設（物揚場）： 川原石第一物揚場、川原石第二物揚場

【問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 谷上（46752）、太田（46764）
電話：03-5253-8111（代）、03-5253-8689（直通） FAX：03-5253-1654